

第 4 次

山中湖いきいきプラン



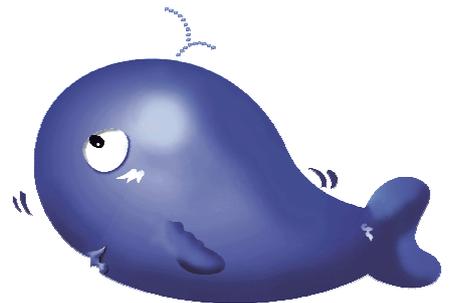
計画策定の趣旨

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから、15 年近く経とうとしています。この間には生活環境や就労環境、家族構成などが大きく変化し、男女共同参画の意識にも変化がみられるようになりました。昔ながらの男性・女性のあるべき姿というイメージが徐々に薄らぎ、性別にとらわれることのない生き方を選択することができるようになり、男女ともに互いを尊重することができる世の中へと少しずつ移り変わっています。

一方では、根強い慣習や慣行に縛られ、一人ひとりが持っている力を十分に発揮できない環境が未だ残っていたり、近年では夫婦間・パートナー間の暴力やストーカー被害、子どもへの虐待などが大きな問題になっていたり、今後、早期に解決しなくてはならない課題も残されています。

男女共同参画社会の実現のためには、家庭内における家事などへの協力や幼少時からの学習による男女平等の意識づくりをはじめ、職場や地域における役職への女性の登用や意思決定の場への参加、男性の育児休暇・介護休暇の取得など多岐にわたる分野での取り組みが必要不可欠となります。家庭や地域、職場、学校など、人々が生活を送る場において、行政、地域、住民がそれぞれの立場で何をすることができるかを考え、着実に実行していくことが、男女が尊重し合える社会づくりへと大きく関わってくるのではないのでしょうか。

本村でも男女共同参画社会基本法が公布・施行された平成 11 年に「女と男いきいきプラン山中湖」を策定したことを皮切りに、計画の見直しを重ねながら、男女共同参画社会の実現、村民の男女共同参画の意識向上に努めてきました。今回、平成 22 年に策定された国の第 3 次基本計画において改めて強調された男女間のあらゆる暴力の根絶の視点や、平成 23 年の東日本大震災以降、高まっている防災・減災への取り組みに男女共同参画の視点を組み入れるなど、新たな視点等を踏まえた本村の次期計画として「第 4 次 山中湖いきいきプラン」を策定し、さらなる男女共同参画社会の推進に努めていきます。



計画の基本理念

- 1 男女の人権尊重
- 2 政策等立案及び決定への共同参画
- 3 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 4 国際的協調

計画の期間

この計画の期間は、2014 年度～2018 年度（平成 26 年度～30 年度）までの 5 年間とします。また、男女を取り巻く環境や法律等の変化、社会情勢や村民のニーズなどをふまえ、必要に応じた見直しを行うものとします。

基本目標1 一人ひとりの個性を認め、互いを尊重する

基本施策1 男女共同参画に向けた制度の普及や意識啓発

① 山中湖村男女共同参画推進条例の普及啓発	総務課
② 男女共同参画の意識向上のための啓発・広報活動の充実	
③ 各種団体との共同による男女共同参画に関する啓発	
④ 男女共同参画を妨げる制度や慣習等の見直し	

基本施策2 男女平等の意識づくりのための教育・学習の充実

① 家庭における男女共同参画の意識向上のための教育の充実	総務課
② 学校における男女共同参画の意識向上のための教育の充実	教育委員会
③ 教職員等の知識・意識向上のための研修の充実	
④ 生涯学習事業に携わる人材への研修	

基本施策3 国際的な視点からみた男女平等の理解の共有

① 文化や価値観の多様性に対する理解の促進	住民課 企画まちづくり課 教育委員会
② 国際交流・協力施策の推進	企画まちづくり課
③ 地域の国際化に応じたリーダーの養成	
④ 外国人への情報提供の充実	観光課
⑤ 国際的な視点の育成のための学習機会の充実	教育委員会



基本目標2 男女の協働により、いきいきとした村をつくる

基本施策1 意思決定やその過程における女性の参画の推進

① 男女のバランスのとれた審議会・委員会等への委員登用の推進	総務課
② やまなし女性人材バンクの有効利用	
③ 各種団体の指導者の女性の参画に対する理解の促進	
④ 指導者研修会への派遣	
⑤ 意思決定の場への女性の参画の促進	環境産業課
⑥ 村職員の職域拡大と女性の管理職への登用の促進	総務課

基本施策2 地域活動における男女共同参画の推進

① 男性の家庭内でのパートナーシップ実践の促進	いきいき健康課
② 男女がともに地域活動等へ参画・参加することへの理解の促進	いきいき健康課 総務課

基本目標3 仕事と生活のバランスのとれた生活を営む

基本施策1 雇用機会や就業環境における均等な機会と待遇の確保

① 男女雇用機会均等法についての啓発・広報活動の充実	総務課
② 各種関係機関に向けての啓発・広報活動の充実	
③ 自営業等で働く女性の就労環境や地位の向上	環境産業課
④ 就業環境における慣行・制度の見直し	総務課

基本施策2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の ための環境づくりの推進

① 事業主等のワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進	総務課
② 育児・介護休業制度の活用の促進	
③ 保育サービス等の子育て支援、介護サービス等の介護支援の充実	いきいき健康課
④ ボランティア団体等によるワーク・ライフ・バランスの推進	
⑤ 働く女性の母性保護・健康管理	

基本目標4 すべての人々の生活基盤を支える

基本施策1 すべての人々の生活基盤を支える

① 子ども・子育て支援のための施策の推進	いきいき健康課
② 高齢者が利用できる介護保険サービス、高齢者福祉サービスの充実	
③ 障害のある人が利用できる福祉サービスの充実	
④ 経済面の支援が必要な男女への支援の充実	いきいき健康課 環境産業課
⑤ 外国人が安心して生活するための支援の充実	住民課 企画まちづくり課
⑥ ひとり親家庭への支援の充実	いきいき健康課 環境産業課



基本目標5 人権を守り、安心した生活を送る

基本施策1 男女間のあらゆる暴力の根絶

① ドメスティックバイオレンス（DV）の根絶	いきいき健康課 総務課
② セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントやストーカー等の根絶	
③ 子どもへの虐待の根絶	
④ 被害者の相談・保護体制の充実	総務課

基本施策2 生涯にわたる心身の健康に向けた支援の充実

① ライフステージに応じた健康対策の推進	いきいき健康課
② 母性の保護、母子保健事業の充実	
③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透	
④ 性感染症や薬物乱用等の性・健康をおびやかす問題への対策の充実	
⑤ こころの健康に関する支援の充実	

基本目標6 防災体制等を構築し、災害に備える

基本施策1 防災・災害復興体制における男女共同参画の推進

- ① 女性の視点を盛り込んだ防災活動の推進
- ② 女性の防災分野への参画の推進
- ③ 災害時における男女の権利の尊重

総務課



基本目標7 みんなで推進する体制をつくる

基本施策1 計画の推進体制の整備

- ① いきいきプラン庁内推進会議（仮称）の設置
- ② 村職員の意識向上
- ③ いきいきプラン推進委員会の活動支援
- ④ 活動拠点の整備
- ⑤ 計画推進状況の情報公開

総務課



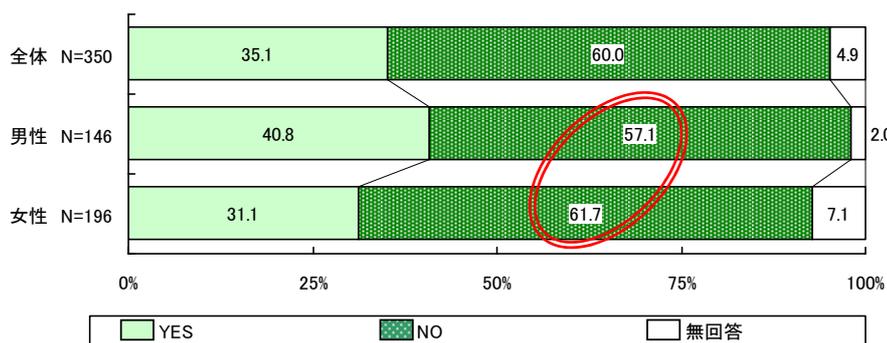
アンケート結果

問 家事・育児について負担を感じますか？



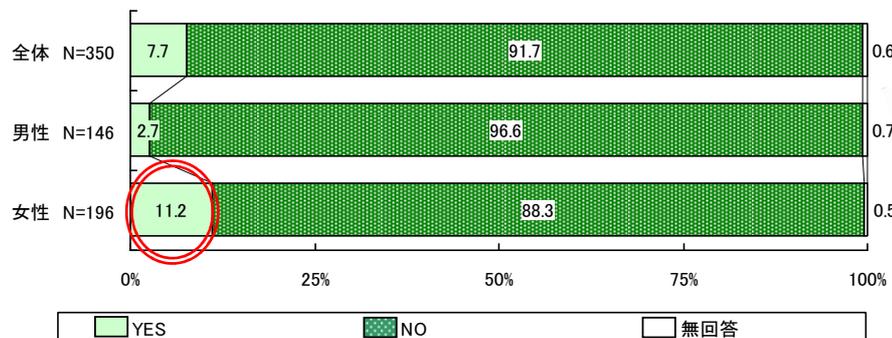
家事・育児について負担を感じている人は、男性より女性に多く、約3人に1人の割合であり、男性の割合の2倍以上となっています。

問 家庭外における分野で、男女の差はなくなっていますか？



家庭外における分野で、男女の差がなくなっていると感じている人は、女性より男性に多いものの、性別に関係なく半数以上が男女の差がなくなっているとは感じていません。

問 DV（家庭内暴力）等を、受けた事がありますか？



DV（家庭内暴力）等を、受けた事がある人は、男性より女性に多く、約9人に1人の割合となっています。

相談窓口一覧

◆女性に関する相談

相談内容	名称	住所	電話番号	受付時間等
女性に関する 相談全般	山梨県女性相談所	甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 2F	055-254-8635	電話相談 平日 9:00~20:00 面接相談 平日 9:00~17:00
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合	甲府市朝気 1-2-2	055-237-7830	電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00 * 休館日(原則第2、4月曜日、 年末年始)を除く毎日

◆男女の健康・不妊に関する相談

相談内容	名称	住所	電話番号	受付時間等
男女の健康に 関する相談	富士・東部保健所健康支援課	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9034	平日 8:30~17:15
不妊に関する 相談・情報提供	不妊(不育)専門相談センター 「ルピナス」	甲府市飯田 1-1-20	専用電話 055-223-2210	電話相談 毎週水曜日(祝日、年 末年始を除く) 15:00~19:00 面接相談 原則として第2・3水曜日 * 事前の予約が必要

◆配偶者等からの暴力(DV)・セクハラ等に関する相談

相談内容	名称	住所	電話番号	受付時間等
配偶者等からの 暴力に関する 相談	配偶者暴力相談支援センター (女性相談所)	甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 2F	055-254-8635	電話相談 平日 9:00~20:00 面接相談 平日 9:00~17:00
	配偶者暴力相談支援センター (山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合)	甲府市朝気 1-2-2	055-237-7830	電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00 * 休館日(原則第2、4月曜日、 年末年始)を除く毎日
	女性の人権ホットライン	甲府市丸の内 1-1-18	0570-070-810	電話相談 平日 8:30~17:15 面接相談 平日 8:30~17:15
心の健康相談室 (ストレスダイヤル)	精神保健福祉センター	甲府市北新 1-2-12	055-254-8700	平日 9:00~21:15 休日祝日 11:00~19:30
職場における セクハラ相談	山梨労働局雇用均等室	甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2859	平日 8:30~17:15
性暴力 110 番	山梨県警察	甲府市丸の内 1-6-1	055-224-5110 FAXも同じ番号	平日 8:30~17:00 * FAX 24 時間受付
犯罪被害者 電話相談	山梨県犯罪被害者等相談窓口	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-4180	平日 8:30~17:15
	(公社)被害者支援センターやまなし	甲府市丸の内 2-32-11	055-228-8622	平日 10:00~16:00
人権に関する 相談	みんなの人権 110 番	甲府市丸の内 1-1-18	0570-003-110 (最寄りの法務局に つながります)	平日 8:30~17:15
子どもの人権に 関する相談	子どもの人権 110 番	甲府市丸の内 1-1-18	0120-007-110	平日 8:30~17:15

◆その他の相談

相談内容	名称	住所	電話番号	受付時間等
法的トラブル	法テラス山梨 (日本司法支援センター山梨地方事務所)	甲府市中央 1-12-37 IRIXビル 1F・2F	050-3383-5411	平日 9:00~17:00
事業者に対する 苦情相談	富士吉田市消費生活センター	富士吉田市下吉田 1842	0555-22-1577	平日 8:30~17:15

◆やまなし女性の応援サイト <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/index.php>

発行
山中湖村
総務課

〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

電話 0555-62-1111/FAX 0555-62-3088/E-mail : soumu@vill-yamanakako.com